

IACSは、このような区画が機関区域と接することになる部分はごく限られた範囲のものであり、必ずしも機関区域より前方に配置する必要は無いと考えられることから、このような区画配置を認め得るべく、当該規則に対する統一解釈SC211を策定した。

このため、上記IACS統一解釈SC211に基づき、機関室船

側に配置される燃料油タンクを保護するためのコファダム、バラストタンク等については、スロップタンクと機関区域を隔離する形となっている場合であっても、機関区域の前方に配置する必要がないことを、鋼船規則検査要領R編に明記した。

## 56. 鋼船規則R編及び関連検査要領並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領における 改正点の解説 (防火構造及び消火設備 その2)

### 1. はじめに

2007年2月1日付規則第3号、達第4号及び達第9号（日本籍船舶用）並びに同日付 Rule No.12, Notice No.10, Notice No.12 及び Notice No.13（外国籍船舶用）により、鋼船規則R編及び関連検査要領並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領の一部が改正された。以下にその内容について解説する。

### 2. 改正の背景

SOLAS条約II-2章Reg.4の5.2.3においては、同5.2.1に規定される範囲（船楼、甲板室等の貨物エリアに面する前後端壁及び当該前後端壁から船の長さの4%又は3mのいずれか大きい方の距離の範囲にある側壁）の窓について、A-60級のものとすることが規定されている。

一方、同Reg.9の2.4.2.5においては、船楼、甲板室等の貨物エリアに面する前後端壁及び当該前後端壁から3mの範囲にある側壁についてA-60級の防熱を施すことが規定されていることから、囲壁についてはA-60級の防熱が要求されないにもかかわらず、当該部分に取り付ける窓についてはA-60級とすることが要求される場合があるという矛盾が生じていた。

2006年5月に開催された第81回海上安全委員会（MSC 81）において、本件に関する検討が行われ、囲壁にA-60級の防熱が要求されない場所についてはA-0級の窓とすることを許容する旨のSOLAS条約II-2章の改正案が承認されるとともに、同改正案を早期適用することを勧告する旨がMSC.1/Circ.1204として回章されている。

このため、上記MSC.1/Circ.1204の主旨に基づき、SOLAS条約II-2章改正案に沿って、関連規定を改めた。また、IMO及びIACSにおいてSOLAS条約II-2章等に関する統一解釈等が合意されていることから、これらを取り入れるべく関連規定を改めた。

### 3. 改正の内容

改正点は、以下のとおり。

- (1) タンカーの船楼、甲板室等の窓について、A-60級とすべき範囲を改めた。(MSC.1/Circ.1204)
- (2) ガス燃料装置の設置場所に関する詳細規定を追加するとともに、防火構造上の取扱いを改めた。(IACS統一解釈SC214)
- (3) タンカーの船楼、甲板室等のA-60級防熱の適用範囲を改める（日本籍船舶用のみ/外国籍船舶用については改正済み）とともに、防熱部における管等の貫通部については通常の防火仕切り貫通部と同様に扱うことを明記した。(MSC.1/Circ.1203)
- (4) 貨物倉を保護する固定式消火装置の消火剤を貨物倉の前方に格納する場合についての取扱いを追加した。(IACS統一解釈SC204)
- (5) 自走用の燃料をタンクに有する車両をコンテナにより積載する貨物倉について、持ち運び式消火器の備付けを免除する旨を明記した。(IACS統一解釈SC205)
- (6) 窒素発生装置を使用する方式のイナータガス装置について、酸素濃度表示/記録装置の設置場所を、火災安全設備コード（FSSコード）15章の要件に整合させた。(IACS統一規則F20.4.15)
- (7) 液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船について、船首楼の出入口の設置位置に関する詳細要件を追記した。(IACS統一解釈SC120)
- (8) タンカーの居住区前面壁に取り付ける防火窓の火災試験について、船舶に取り付けた際に外側となる面を加熱面とすることを明記した。(IACS統一解釈FTP4)